

# ガス調達契約書

|      |      |   |
|------|------|---|
| 契約番号 | 建契X第 | 号 |
|------|------|---|

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 件名及び数量<br>(数量は予定)           |                     |
| 契約金額                        | 円                   |
| うち取引にかかる<br>消費税及び地方消費税      | 円                   |
| 単価<br>(消費税及び地方消費税<br>を含まない) | 円                   |
| 契約期間                        | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| 履行場所                        | 仕様書のとおり             |
| 契約保証金                       |                     |
| その他                         |                     |

上記物件について、発注者と受注者とは、上記事項及び別紙各条項により契約を締結するものとし、この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 契約担当者  
大阪市建設局長 (印)

受注者 住所又は事務所所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者氏名 (印)

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書等に基づき、頭書記載事項に従い、発注者が使用するガスを供給するものとする。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

4 この契約に定める「大口供給の供給条件等」(以下「大口供給条件」という)とは、本件契約締結時又は事前に発注者の同意を得たものとする。なお、大口供給条件の内容を改定するとき、又は大口供給条件を適用することで発注者の予期することのできない特別な状態が生じる場合等は発注者と協議のうえ、同意を得なければならない。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(権利義務の譲渡)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第4条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は外の目的に利用してはならない。頭書記載の契約期間(以下「契約期間」という)終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもってこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「違約金等」という。)に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに違約金等を請求する。

(契約年間使用量の増減)

第6条 発注者のガス使用量は、都合により契約年間使用量を上回り又は下回ることがある。ただし、契約年間使用量が大口供給条件の適用条件に定める量又は契約年間引取量に満たない場合及び年間最高使用量を超えた場合、受注者が定める添付の大口供給条件に

より精算額を請求することができる。

(契約最大使用量の超過)

第7条 発注者が契約最大使用量を都合により超過した場合、受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。

(契約の変更等)

第8条 この契約に変更が必要な場合は大口供給条件を基に変更を行うものとする。

2 「原料費料金単価の算式」を変更する場合には、本市の同意を得ること。精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議のうえ精算額を請求することができる。

(計量及び検査)

第9条 受注者は、原則として毎月月末に検針をおこない、検針によって計量した使用量をすみやかに発注者に通知するものとする。ただし、月末日が受注者の休日にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。この場合、月末日に検針したものとして取り扱うものとする。

2 月間の使用量は、大阪ガス㈱が設置する取引用ガスメーターの読みにより計量し、その月における最大使用量は、原則として負荷計測器により測定するものとする。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、発注者と受注者とが協議してその月における最大使用量を算定する。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間とする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検針終了後、大口供給条件及び別紙に基づき当該月に係る料金を算定し発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、当該月に係る料金を支払うものとする。

3 発注者の責めに帰す理由によりガス料金の支払いが遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この

限りでない。

- (1) この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
  - (3) 前各号のほかこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
  - (9) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第13条 契約が解除された場合には、この契約に関する発注者及び受注者の将来の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既にガスの供給を受けている場合は、当該供給に相応するガス料金（精算額等を含む）を受注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 発注者は、第12条の規定により契約を解除した場合において、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害が生じたときは、受注者に対し、その損害の賠償を求め

ることができるものとし、受注者は、発注者から請求があったときは、発注者に対し、受注者が法的に賠償すべき損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 契約期間内に契約を解除する場合は、受注者は、大口供給条件に基づき精算額等を請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第 15 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）
  - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
  - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
  - 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払いの日における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

(誓約書の提出)

第 16 条 受注者及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 16 条の 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては契約金額の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第 16 条の 4 前条第 1 項又は第 3 項に規定する場合（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違

約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

第 16 条の 5 発注者は、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約に関する紛争の解決)

第 17 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とは協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とはそれぞれが負担する。

この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補 則)

第 18 条 この契約書の定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従い、その他の事項は大口供給条件を基に発注者と受注者とは協議のうえ定めるものとする。

(別紙)

発注者と受注者は、発注者と受注者との間で締結する「ガス調達契約書」のガスの需給について次のとおりであることを確認する。

(契約量)

第1条 契約量は次表のとおりとする。

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 供給熱量       |  | MJ/N m <sup>3</sup> |
| 契約最大使用量    |  | m <sup>3</sup> N/h  |
| 契約最大需要期使用量 |  | m <sup>3</sup>      |
| 契約年間使用量    |  | m <sup>3</sup>      |
| 契約年間引取量    |  | m <sup>3</sup>      |
| 契約年間最高使用量  |  | m <sup>3</sup>      |

| 月別（使用月） |     | 契約月別使用量        |
|---------|-----|----------------|
| 令和8年    | 4月  | m <sup>3</sup> |
|         | 5月  | m <sup>3</sup> |
|         | 6月  | m <sup>3</sup> |
|         | 7月  | m <sup>3</sup> |
|         | 8月  | m <sup>3</sup> |
|         | 9月  | m <sup>3</sup> |
|         | 10月 | m <sup>3</sup> |
|         | 11月 | m <sup>3</sup> |
|         | 12月 | m <sup>3</sup> |
| 令和9年    | 1月  | m <sup>3</sup> |
|         | 2月  | m <sup>3</sup> |
|         | 3月  | m <sup>3</sup> |

(料金算定方法)

第2条 毎月の料金は大口供給条件に基づき算定する。ただし、定めのない場合は下記のとおりとする。

|                                          |  |  |  |
|------------------------------------------|--|--|--|
| 料金 = 単価調整後単価 × 検針により計量した使用量 × (1 + 消費税率) |  |  |  |
|------------------------------------------|--|--|--|

※契約後単価明細を本市担当者へ提出すること。

※単価調整を行う場合は算出資料等を提出すること。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約にかかる業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（総務局行政部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（総務局行政部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：当該業務実施事業者)